

[事案 2019-236] 契約内容遡及変更等請求

・令和2年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、説明どおりの終身保障を付加すること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年8月に契約した終身保険を、平成12年7月に利率変動型積立終身保険に転換し、平成22年7月に特約の更新をしたが、本契約の申込および更新の際に、募集人等から、本契約には2000万円の終身保障があると説明を受けた。しかし、実際には2000万円の終身保障はない保険だったので、本契約の保障を説明どおりの内容にしてほしい。これが認められない場合には、本契約の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時の募集人および更新時の取扱者が、本契約の内容について終身保障 2000 万円であると誤解されるような説明をしたことはない。
- (2) 募集人は、転換時に設計書等を使って保障内容について説明する一方、設計書に記載、印字されていない保険料払込期間満了後に死亡保険金 2000 万円が終身保障されるという説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時および更新時の説明内容を確認するため、申立人、転換を担当した募集人および更新を担当した取扱者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張するような終身保障が2000万円あるとの説明がなされたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。